

令和 9 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(教育関連)

令和 8 年 7 月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、令和5年度から10年を計画期間とする「第2次大阪府教育振興基本計画」を策定し、これまでの本府での取組みを継承していくとともに、グローバル化に対応した英語教育や外部人材の活用、教員の働き方改革等、大阪の教育を取り巻く状況の変化にしっかりと対応し、子どもたちの未来を拓く教育の実現に取り組んでいるところです。併せて、令和6年度に「府立高校改革ブランドデザイン」、令和7年度に「府立高校改革アクションプラン」を策定して、高校教育改革の推進や教育環境の整備等を進めています。また、高校等の授業料完全無償化を実施するなど、子どもたちが自らの可能性を追求できる社会の実現に向けた取組みを進めております。

これらを踏まえ、令和9年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成【1】【2】【3】・・・1

- (1) 教職員の定数改善
- (2) 給特法の見直しと処遇改善
- (3) 教員の欠員の解消
- (4) 高校教育改革の推進
- (5) 人権教育の推進
- (6) 学校給食、食育の充実
- (7) 学校図書館・公立図書館の充実
- (8) 視覚障がい者等の読書環境に係る整備
- (9) 文化等に関する教育の推進
- (10) 私学助成を受ける幼稚園教職員に係る処遇改善

2. グローバル社会における人材育成【4】・・・5

- (1) 英語教育の充実

3. 多様なニーズへの対応と社会的包摂【7】・・・6

- (1) 特別支援学校における教育環境の整備
- (2) 支援を必要とする幼児児童生徒の教育環境の充実
- (3) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実
- (4) 外国籍児童生徒の就学促進
- (5) チームとしての学校指導体制支援の推進
- (6) 私立幼稚園等への特別支援教育経費補助の充実

4. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化【12】・・・11

- (1) ICT環境の整備等

5. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保【13】・・・12

- (1) 就学援助制度の充実
- (2) 就学支援金制度等の見直し
- (3) 高校生等奨学給付金制度の見直し
- (4) 奨学施策の充実
- (5) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進
- (6) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実
- (7) 原油価格・物価高騰による私立学校園への支援拡充

**6. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、
児童生徒等の安全の確保【15】・・・・・・・・・・ 14**

- (1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充
- (2) 公立高校における教育環境の整備
- (3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実
- (4) 私立学校の校舎耐震化
- (5) 私立幼稚園の施設整備
- (6) 子どもをわいせつ行為等から守る環境整備

7. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革・・・・・・・・・・ 17

- (1) 県費負担教職員に係る権限の市町村への移譲
- (2) 高齢期の職員の処遇改善

※各項目の【 】数字は、第4期教育振興基本計画における基本施策

※要望文中の下線部については、「令和9年度要望 国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

(1) 教職員の定数改善

きめ細かな指導体制の構築に向けて、児童生徒 1 人あたりの教員数を増やすため、基礎定数算定基準の見直し・改善及び加配定数の拡充を行うとともに、必要な財政措置を行うこと。

小・中学校については、既存の加配定数を維持したうえで、中学校 35 人学級の定数改善を早期に行うこと。

高等学校については、小・中学校と同様に、35 人学級の定数改善や、養護教諭複数配置基準の引下げを行うとともに、日本語指導や通級による指導が必要な生徒に応じた支援のための定数を基礎定数化すること。

(2) 給特法の見直しと処遇改善

教員に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を踏まえ、教職調整額の引上げ等、教員の処遇改善を着実に実施するとともに、地方に財政負担が生じないように、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。特に、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、部活動指導手当に係る国庫負担を全国一律で縮減する方針が示されたが、地域の実情や取組状況を十分に鑑み、地方に新たな財政負担が生じることのないよう、必要な財政措置を講じられたい。

(3) 教員の欠員の解消

なり手の減少や産育休取得者の増加などによる教師不足が深刻な課題となっている。学校教育を担う人材を安定的に確保する必要があることから、産休・育休代替教員の安定的確保のための加配定数による支援について、高等学校及び特別支援学校高等部を対象に含めるとともに、産育休や病休等による年度途中の欠員に対して速やかに補充するため、年度当初にあらかじめ補充を目的として配置し、欠員に対して柔軟に配置できる加配制度を創設するなど、必要かつ適切な財政措置を講じること。

(4) 高校教育改革の推進

N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想の実現に向け、令和 10 年度の基金事業終了後も、改革先導拠点校の取組を安定的に進めるとともに、改革先導拠点校以外の高等学校等においても改革を推進できるよう、国において必要な財政措置を講じること。

(5) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体が取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に必要な財源措置の拡充を図られたい。

(6) 学校給食、食育の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備（調理場に隣接しない配膳室を含む）に対して十分な財源措置を図られたい。

また、子どもたちの健全な食生活の実現、食物アレルギー対応や支援学級等で必要となる給食への合理的配慮、食育の充実に向け、給食の実施方法や児童生徒数に関わらず、栄養教諭を各校1名配置とすること。各校1名配置が実現するまで、児童生徒数の減少を踏まえ、共同調理場からの給食受配校やデリバリー給食実施校についても、単独調理校の定数配置基準とするなどの見直しを図ること。

加えて、国においては、令和8年度から小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減について制度化されたところであるが、2分の1の地方負担分について、国が責任をもって財源を確保されたい。併せて、非喫食者支援においては、負担軽減の対象外である就学奨励費負担金受給者も対象とすること。

さらに、市町村が独自に実施する給食無償化に対して必要な財政措置を講じ、中学校等も含めた完全無償化を実現されたい。

(7) 学校図書館・公立図書館の充実

学校図書館・公立図書館を充実・活性化し、児童生徒や地域住民に多様な書籍や視聴覚資料などに触れる機会を提供するため、図書資料の購入等に係る財政支援の充実を図られたい。

また、学校図書館については、読書センター・学習センター・情報センターの機能を充実させるため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図られたい。

さらに、今年度までの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の次期計画において、新聞の配備を地方交付税による財政措置から国庫補助金によるものへ切り替えられたい。

(8) 視覚障がい者等の読書環境に係る整備

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び令和7年3月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」に基づき以下の措置を講じられたい。

ア アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備とともに、多様な読書方法及び各図書館の視覚障がい者等への読書に関するサービスの周知、読書支援機器の操作方法の習得及び点訳・音訳資料等の製作のための講習会等による人材育成など、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進を図るために必要な措置を講じられたい。

イ 視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、一般書籍と電子書籍の同時出版等が可能となる体制整備を図られたい。

ウ 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級に左右されず読書に関するサービスを受けられるよう、対象範囲の拡大に向けた検討を行われたい。

(9) 文化等に関する教育の推進

文化財の保存と活用等について、以下の措置を講じられたい。

ア 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産のうち、国史跡に指定されている古墳について、将来にわたり適切に保護するため、維持管理事業、整備活用事業及び公有化事業に対する制度及び財源措置の充実を図られたい。

また、登録された世界遺産の適切な保全を図るため、理念、規制、補助制度等を規定する総合的な世界遺産特別法の制定を図られたい。

イ 文化財を次世代に良好に継承し広く活用するために、国指定文化財の保存修理や防災施設の設置、耐震診断・耐震補強事業等、史跡等の土地購入や整備事業等、埋蔵文化財の緊急調査や収蔵施設の設置等について、円滑に実施できるよう、所有者等の負担軽減を図り、補助率の引上げ及び対象範囲の拡大など、制度及び財源措置の充実を図られたい。

(10) 私学助成を受ける幼稚園教職員に係る処遇改善

私立高等学校等経常費助成費補助金における幼稚園教員の人材確保支援に係る事業について、私学助成園と新制度移行園との処遇改善格差が年々拡大している。私学助成園における教職員の確保を促進するため、人事院勧告を適用するなど、新制度移行園と同様の処遇改善を実施できるよう制度を拡充されたい。

2. グローバル社会における人材育成

(1) 英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

子どもたちが国際社会で通用する英語力やコミュニケーション力を身に付けるためには、小中高等学校における英語教育の充実が必要であることから、教員及び児童生徒の外部検定受検に対する予算措置や、教員に対する指導方法等の研修、小学校外国語教育を推進する教員の加配措置の拡充や支援人材等の配置など、英語教育の推進に係る施策に必要な財源措置を講じられたい。

併せて、小学校においては、平成 30 年度より、教員の持ちコマ数軽減と質の高い専科指導を担うための英語専科指導加配の措置がなされたが、週のコマ数要件の緩和及び外国語（外国語活動）の授業実践の経験豊富な小学校教員を活用できるよう資格要件の緩和や、小学校教員が英語免許状を取得しやすくする免許制度上の工夫などの改善措置を講じられたい。

3. 多様なニーズへの対応と社会的包摂

(1) 特別支援学校における教育環境の整備

大阪府では、知的障がいのある児童生徒数の増加により支援学校の過密化が進み、新校の設置等が必要となっている。適切な教育環境を整備するため、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金を拡充すること。あわせて、学校施設環境改善交付金については、令和9年度までとなっている国庫補助率の引き上げ（3分の1から2分の1）の集中取組期間の再延長措置を図ること。

(2) 支援を必要とする幼児児童生徒の教育環境の充実

障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実のため、以下の措置を講じられたい。

ア 本人・保護者の個々の教育的ニーズに沿い、介助や訓練、医療的ケア等に対応するための多様な人材や専門家の配置が可能となるよう、市町村が特別支援教育支援員や介助職員、看護師等を雇用するための財源措置を一層進められたい。また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況が多様化していることから、障がいの状況に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、特別支援学級編制基準の改善と、特別支援教育コーディネーターの定数措置を講じるとともに、自立活動や交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じられたい。加えて、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の状況やニーズを踏まえ、通級指導担当教員の「児童生徒13人に教員1人」の基準の引下げを講じられたい。

イ

・学校教育法施行規則の改正により、学校で医療的ケアを行う看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、学校看護師の配置については、依然として、定数化されていない。

学校で、事故なく、安全に医療的ケアを実施するためには、安定的な看護師の確保は必要不可欠である。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）」において、国は「医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図れるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする」と、その責務を示した

ことから、安定的な学校看護師の確保のため、標準法定数内配置の義務付けをされたい。また、標準法定数内配置にあたっては、医療的ケアが必要な児童生徒の状況は様々であることから、それに対応した客観的な基準の設定を求める。

- ・ 幼児児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、評価などについて専門的な視点からの指導方法の改善を図り、かつ、実践を通じたO J T研修の実施などを行う必要性から、自立活動、職業教育等の専門的技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および心理学等の専門職種を標準法定数内配置されたい。

- ・ 地域の小中学校における支援学級や通級による指導において、特別の教育課程を編成している児童生徒数は増加している。学校教育法第 74 条に示されるとおり、支援学校は地域の小学校等の要請に応じて、必要な助言や援助を行うことが強く求められている。そのため、支援学校に求められているセンター的機能を更に強化するための人員を標準法定数内配置されたい。

ウ 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成 31 年 3 月文科省通知）」において、登下校中に医療的ケアが必要な児童生徒について、専用通学車両（看護師等同乗）による登下校の可能性をできるだけ追求することが示された。大阪府においては、令和 2 年度から「医療的ケア通学支援事業」を本格的に実施しており、また、従前より看護師を配置して教育環境の整備を図っているところであるが、より安全な体制の構築と教育環境の充実に向け、看護師の配置に係る国の補助率を引き上げる等、更なる財政措置を講じられたい。

また、本事業における通学車両に要する費用については、国の就学奨励費を活用しており、補助対象経費は運賃部分と限定されているが、運賃以外についても必要経費が発生することがあるため、その部分も補助対象とするように必要な財政措置を講じられたい。

エ 特別支援学校における通学バスについては、その運行実態に見合った適切な財政措置を講じられたい。

オ

- ・知的障がいのある生徒が高等学校でともに学ぶ制度である知的障がい生徒自立支援コースをはじめ、高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育環境について、必要となる施設設備の改修や人的配置に係る財源措置を適切に講じられたい。特に、多様な教育的ニーズのある生徒の高等学校における学習保障のために、学校生活上の介助を要する生徒に対する介助員の配置や、視覚障がいのある生徒への点訳のための技術者の配置、医療的ケアを必要とする生徒への看護師配置に係る財源措置を講じられたい。また、高等学校等における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

- ・高等学校が特別支援教育就学奨励費の対象外（点字により教科用図書等を複製した場合における「教科用図書購入費」は除く）であることから、修学旅行への保護者付添費用など、保護者の経済的負担が大きい状況にある。教育の機会均等の趣旨にのっとり、高等学校についても特別支援教育就学奨励費の対象とするよう、制度改善を図られたい。

カ 高校における通級指導について、生徒一人ひとりの状況に応じて指導内容が異なるため、適切な目標設定等をはじめ、業務が多岐にわたり、多くの時間を要していることから、人的配置に係る財源措置を講じられたい。加えて、他校通級や巡回指導の充実に向けては、学校間の連携に係る調整や、対象生徒のアセスメント、教材等準備に多くの時間を要することから、人的配置に係る財源措置を講じられたい。

(3) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では、日本語指導を要する帰国・渡日児童生徒が増加している。令和7年度には、対象児童生徒数が小中学校で7,000人を超え、府立高校においても約760人が在籍しており、日本語指導担当教員の配置や巡回指導、日本語指導研究推進校の設置、教員向け研修の実施等により対応しているが、支援が十分とは言えない状況である。

日本語指導担当教員の基礎定数化が令和8年度に完了したものの、対象児童生徒18名に対し教員1名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導担当教員の配置基準を引き下げるとともに、日本語指導担当教員等の増員配置に必要な財源措置を講じられたい。また、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業において交付決定額が3年連続で大幅に減額され、事業実施に困難が生じていることから、十分な予算確保を強く要望する。

(4) 外国籍児童生徒の就学促進

各市町村が外国籍の児童生徒の就学促進等の取組みを適切かつ効果的に行うことができるよう、その就学状況を各市町村が把握できる仕組みが必要である。外国籍の児童生徒の保護者に対して市町村へ就学状況の届出義務を課すことや、私立学校・外国人学校等に対して学齢の外国籍児童生徒が在籍している場合はその居住する市町村へ報告することができる等、必要な法整備を図られたい。

(5) チームとしての学校指導体制支援の推進

教員の働き方改革が求められる中、不登校児童生徒、日本語指導が必要な生徒、障がい等により配慮を要する生徒の増加等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、校内教育支援センター支援員、部活動指導員、地域学校協働活動推進員、各種支援員等の多様な専門性や経験を持つ外部人材の配置に関する財政支援を拡充すること。

外部人材のうち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の教育活動の充実に資する人材や、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士及び公認心理師などの福祉医療関係の専門性を有する人材については、標準法による定数措置を講じられたい。

また、いじめや虐待対応等、学校の教育活動に関する法的な観点からのアドバイスや、児童生徒へのいじめ防止教育等を行うスクールロイヤーについては、

普通交付税措置ではなく、事業化する等、法務相談体制整備に対して明確に財政上の措置を講じられたい。

さらに、いじめを含め児童生徒が抱える様々な問題の深刻化を未然に防止するため、SNS等を活用した相談体制の構築に係る財政措置の維持・拡充を図られたい。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」や「スクールカウンセラー活用事業」は、子どもの抱える課題を環境要因から分析し、子ども本人や家庭に必要な支援や心理的な要因から必要なケアを明確にする等、不登校をはじめとする生徒指導上の課題対応に欠かせない役割を果たすものである。特に、学級担任制である小学校においては、日常的に子どもと複数の教員等が見守り指導する体制をとることが必要だが、現状の補助率では国が目標とする全小中学校へのスクールカウンセラーの配置等、事業の拡充が難しい状況。とりわけ、「スクールカウンセラー活用事業」においては、令和8年度、交付申請額を大きく下回る内示により事業実施に大きな支障が生じていることから、次年度における十分な予算確保を図られるとともに、補助率の引上げや市町村事業を補助対象とする等、財政上の措置等を講じられたい。併せて、各校の校内教育支援センターで子ども達を直接支援する支援員の配置に係る補助事業についても、交付申請額を大きく下回る内示により、事業実施に困難が生じていることから、国において確実に財政措置されたい。

中学校夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっており、広く学校運営に関して、中学校夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じられたい。

(6) 私立幼稚園等への特別支援教育経費補助の充実

私立幼稚園等における特別支援教育を一層推進するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について、障がい幼児が1人の私立幼稚園等もすべて補助対象とするように必要な財政措置を講じられたい。

また、近年障がい幼児が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き特別支援教育を必要とするすべての幼児を支援できるように、本事業の予算確保及び地方負担に対する財政措置を拡充されたい。

4. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

(1) ICT環境の整備等

児童生徒の情報活用能力の育成に向け、「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」で示された内容を実現するため、財政措置を拡充されたい。加えて、GIGAスクール構想における端末の更新において、「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領(令和6年4月26日一部改正)」で示された「教育DXに係る当面のKPI」の達成に向けて、必要な財源措置の拡充を講じられたい。特に、端末及びネットワーク機器の更新に係る財政措置については、近年の物価高などによる端末等の価格上昇を踏まえた拡充を行うこと。さらに、既に国庫補助で整備された小中学校や私立学校分も含め、すべての校種における端末や通信機器等の保守・更新等のランニングコストや、学校及び家庭学習等で必要となる通信費について、毎年度財政措置されたい。なお、地方交付税による財政措置については、補助金による財政措置へ切り替えられたい。

また、令和3年度から教職員の日常的なICT活用の支援に従事する職員として規定された「情報通信技術支援員」について、すべての学校に配置するために必要な補助制度の創設など、必要な財政措置を講じられたい。

5. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

(1) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、国庫補助金等の充実により、十分な財源措置を図られたい。

また、要綱上対象とされている小学校就学前の児童のほかに、中学校夜間学級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒も本制度の対象となるよう、制度を拡充されたい。

(2) 就学支援金制度等の見直し

高等学校等就学支援金制度を拡充するなど、教育の完全無償化実現に向けた取組を国の責任において進めるとともに、恒久的な財源を確保すること。また、4分の1の地方負担分について、国が責任をもって財源を確保するとともに、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じること。特に、私立学校においては、この間、授業料への支援については一定拡充が図られているものの、施設整備費等を含めて支援額を増額するなど、教育費負担の実態に基づいた制度とすること。

また、申請者、都道府県及び学校の負担軽減につながるよう、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）を改修し、高校生等・新修学支援制度についても同システムによる申請・審査ができるよう改善されたい。

加えて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度については、全額国庫負担により実施されたい。

併せて、原級留置等により修業年限を超過しても退学せず学び続けようとする生徒も対象となるよう制度を拡充されたい。

(3) 高校生等奨学給付金制度の見直し

高校生等奨学給付金制度については、低中所得層まで拡充されたことにより、申請件数が大幅に増加し、都道府県の財政負担及び事務負担が増加している。そのため、国の責任において事務費を含めた財源を全額確保するとともに、オンライン申請システムを構築する等の措置を講じられたい。

(4) 奨学施策の充実

「高等教育の修学支援新制度」の授業料等の減免制度と給付型奨学金の支給については、多くの学生に対して支援されるようにさらなる拡充、採用方法の改善等を図られたい。

また、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金についても貸付枠を一層拡充するとともに、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度を第二種奨学金にも適用するなど、制度の充実を図られたい。

(5) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進

「高等教育の修学支援新制度」について、制度の支援対象が拡充されたことに伴う、日本学生支援機構（JASSO）における採用判定の遅れについて早急に改善を図られたい。また、補助金交付等の事業執行に影響があることから、対象生徒の個々の認定状況に関する情報や、各学校の申請者総数について、都道府県に提供されるよう制度運用の改善を早急に図られたい。

(6) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力には高い相関関係が見られるという結果が示され、また、大阪府が平成 28 年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」からも、困窮している世帯ほど、子どもが安心して学習に取り組むことができる教育環境が整っていないことが明らかとなっている。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要であることから、学校という場を介して、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援や進路相談等、きめ細かな支援を行うため、就学援助率の高い学校への加配教員や指導に携わる人材等の配置・充実などに必要な財源措置を講じられたい。

(7) 原油価格・物価高騰による私立学校園への支援拡充

原油価格・物価高騰により、私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の経営が圧迫され、保護者負担に影響を及ぼす可能性がある中で、事業活動を下支えし保護者負担の増大を防ぐことができるように、私立高等学校等経常費助成費補助金の補助単価引上げや、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付について実態に即した額の設定を行うなど、支援の拡充を図られたい。

6. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保

(1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充

アスベストの対策工事は、児童生徒の生命・安全に関わるものであり、早急に着手すべきであることから、小中学校、特別支援学校に対しては補助要件を緩和するとともに、高等学校に対する財政支援の拡充を関係省庁に求め、対策基準の明確化など、技術的観点からも支援されたい。

また、学校施設の維持管理点検が災害対応等を考慮し強化されていることに伴って、今後、経年劣化等の老朽化への対応や、ブロック塀の撤去等をはじめとする学校施設の防災機能強化などの対応に係る地方負担の増加が見込まれることから、必要な財源措置を講じられたい。併せて、施設の安全点検に要する経費に対する助成を新設するなど、早期に格段の財政支援を行われたい。

加えて、近年の猛暑を鑑み、学校現場において需要の高い空調更新等をはじめとする、公立学校施設整備や学校管理下における熱中症対策に関して必要な財源措置を講じられたい。また、実施すべきとされる改修工事の要件等の緩和及び補助単価・補助率の引上げ等補助制度の充実を図られたい。

さらに、中東情勢による資材の高騰化により、事業計画への影響が懸念されるため、物価変動を適切に反映した補助制度となるよう対策を講じられたい。

(2) 公立高校における教育環境の整備

老朽化が深刻な公立高校の校舎の改築（建替え）や大規模改修、内装改修、空調整備等に対する地方財政措置の充実を図ること。

(3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、幼児児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学路における安全確保のための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備に係る事業補助については、交付申請額を下回る内示により事業実施に支障が生じていることから、申請額どおりの補助金の交付、及び次年度における十分な予算確保を図られたい。

また、令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化され、令和8年4月からは16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度が適用されたことから、学校における交通安全教育の充実に向けて、財政支援を含めた施策を講じられたい。

(4) 私立学校の校舎耐震化

学校施設は児童生徒の安全確保の基盤であり、災害発生時における地域住民の避難所としての役割も担っている。私立学校全ての学校施設の耐震化が迅速に進むよう令和8年度末までとなっている私立学校の耐震対策に係る補助を、令和9年度以降も継続されたい。

また、耐震化を一層促進するため、私立学校施設における耐震補強工事等の構造体の耐震対策や吊り天井等の非構造部材の耐震対策に係る補助について補助率の引き上げを図られたい。

(5) 私立幼稚園の施設整備

私立幼稚園においては、施設の老朽化が課題となっている園も多く、中には未耐震の施設を抱える園もあり、子どもたちの安全確保のために、施設整備が必要である。

国の私立幼稚園の施設整備に係る補助を受けるためには年度内の工事完了を求められており、工期が数年単位となる大規模な改修や建替工事には活用できない。保育所や認定こども園等を対象とした就学前教育・保育施設整備交付金と同様に、複数年度事業でも対象とするなど、制度を拡充されたい。

(6) 子どもをわいせつ行為等から守る環境整備

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」に基づく、全ての現職教職員等に対する5年ごとの犯罪歴再確認について、実務上、現実的かつ効率的な仕組みを構築するとともに、事務負担増に対する支援などを講じること。

また、特定免許失効者管理システムやこども性暴力防止法関連システムについては、システムの連携や統合等を省庁横断して検討し、地方自治体や学校設置者等に過重な事務負担が生じないようにすること。

7. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

(1) 県費負担教職員に係る権限の市町村への移譲

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を豊能地区3市2町へ移譲しているところである。

県費負担教職員の給与等の負担、任命権、定数の決定及び学級編制基準の決定については、任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施するとされているところであるが、教職員人事権の移譲については、人事権と給与負担は一致すべきであることから、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるよう、適切に検討を進められたい。

(2) 高齢期の職員の処遇改善

地方公務員法の改正により令和5年度から定年年齢が段階的に上げられるとともに、60歳を超える職員の給与水準が60歳前の7割水準とされることになるが、これに伴う教職員の処遇について、以下の措置を講じるとともに、必要な財源措置を講じられたい。

ア 校長については定年年齢引上げによる60歳超えの7割水準が暫定再任用校長の処遇を下回ることから、こうした逆転が発生しないような仕組みを構築されたい。

イ 校長以外の暫定再任用職員の処遇について、7割水準とされる定年年齢引上げ後の処遇を考慮して改善を図られたい。